（削る）

（削る）

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

19・20　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

21　衛生管理区域から馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、馬の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。

（削る）

22　（略）

五　非商用家畜

第一　家畜防疫に関する基本的事項

（飼養する家畜の健康観察）

1　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を衛生管理区域又は専ら住居の用に供する畜舎等の敷地（以下この項において「衛生管理区域等」という。）外へ移動させる場合は、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

（獣医師等の健康管理指導）

2　農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

（密飼いの防止）

3　家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二　衛生管理区域等への病原体の侵入防止

（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

4　衛生管理区域を設定し、入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（馬に関する事項）

（毎日の健康観察）

23　毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

24・25　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

26　馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（馬の出荷又は移動時の健康観察）

27　馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

28　（略）

（新設）

（新設）